

# 令和8年度 いこま寿大学 第1回 学生委員会（事務局より）

令和8年4月20日（月）午後2時～

コミュニティセンター4階 402～404

## 1. 開会

## 2. 事務局紹介

## 3. クラブ長紹介（クラブ長名簿）

## 4. 学生委員会より（令和7年度学生委員会副委員長・小林さん）

## 5. 事務局からの連絡事項

①クラブ学習時の生涯学習施設の使用について…………… 別紙1

②寿大学生による生涯学習施設の使用について…………… 別紙2

③コミュニティセンターの使用について

④ららぽーとの喫茶室の使用について

⑤一般教養学習会・実務講習会の申し込み〆切について

⑥一般教養学習会第5回目について（市健康課主催）

令和9年2月予定 「慢性腎臓病予防講演会」

日程詳細は市健康課と調整中ですので、後日お知らせいたします。

⑦学習発表会（展示発表）用のクラブ活動時の写真撮影について

⑧いこま寿大学学則・学生委員会会則の変更について…………… 別紙3・4

⑨今後の学生委員会の開催について

第2回 6月29日（月）

第3回 9月 7日（月）

第4回 10月26日（月）

第5回 令和9年 1月28日（木）

時間・場所：午後2時～ コミュニティセンター 4階 402～404

⑩警報発令時の注意事項…………… 別紙5

⑪クラブ内でのグループLINEでの連絡について…………… 別紙5

## クラブ学習時の生涯学習施設の使用について

クラブ学習で生涯学習施設を使用するときは、下記の事項を守り、学習が気持ちよくスムーズにできるよう協力をお願いします。

### 1. 学習時の施設使用について

- ・学習活動の場として使用している生涯学習施設はいこま寿大学の専用施設ではありません。
- ・学習について不明な点がある場合は、直接いこま寿大学事務局(市役所 3 階44番窓口、電話 74-1111、内線番号 3740)にお尋ねください。

### 2. 施設到着～準備の例

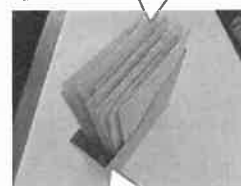
#### (1) 施設の受付窓口でクラブ名を申し出る



#### (2) ファイルボックス(黄色又はオレンジ色・右の写真参照)を受け取る (ファイルボックスは、いこま寿大学事務局が施設に預かってもらっています。)

＜ファイルボックスに入っているもの＞

- ・ファイルフォルダ(クラブごと・学年ごと)
- ・クラブ名表示用マグネットバー(絵画クラブは除く)
- ・太字マーカー(コーラスクラブ用)



ファイルフォルダ

ファイルボックス  
(ボックス内に  
クラブ名表示用マグネット  
バー)、太字マーカー



#### (3) ファイルボックスから所属クラブのファイルフォルダを取り出す ＜ファイルフォルダに入っているもの＞

- ・出席簿
- ・クラブ名表示

そのほか、各クラブで必要に応じ、物品(ホワイトボードマーカー、マイクなど)を窓口申し出て借りる



#### (4) 学習場所(研修室など)で学習準備(机、イス、出席簿、クラブ名表示など)



#### (5) その他、学習内容により物品等の準備手伝いをお願いすることがあります。

### 3. 学習の開始から終了まで

- ・各年度第 1 回の学習の際は、事務局が学習開始時の説明、講師先生の紹介等を行います。
- ・第2回以降の学習の際は、学習場所の準備、出席の確認、学習開始時・終了時の号令や講師先生へのあいさつ等は、学生の皆さんで行ってください。

### 4. 学習終了後

- ・使用された机やイスは、室内の配置図などを見てもとの通りに片付けてください。ただし、同じクラブの違う学年・学部が午前・午後で使用する場合は、机、イスの出し入れの負担が相互に少なくなるようにしてください。
- ・施設の受付窓口で学習が終了したことを伝え、施設から借り受けた物品(ホワイトボードマーカー、マイクなど)は事務室に返却し、ファイルフォルダを元のボックスに戻してください。
- ・学習終了後、部屋の前や通路・ロビー等において大人数で集まることや、大きな声での会話は控えてください。

## 寿大学生による生涯学習施設の使用について

生駒市の生涯学習施設は、寿大学だけでなく、広く生駒市民をはじめとする一般利用者が所定の料金を負担し使用できる施設です。

寿大学生による生涯学習施設の無料での使用は、一般利用者の使用に配慮しつつ、寿大学生の活動を支援するため設けていますので、趣旨を損なうような行為は慎んで節度ある使用をお願いします。

いこま寿大学生が令和8年度内に生涯学習施設を無料で使用できる範囲及び申込方法は、次のとおりとします。

### 1. 使用目的、年間使用回数（上限）、申し込みできる期間

使用目的	年間使用回数 (上限)	申し込みできる期間
クラブ内の打合せ (学生委員会の内容伝達など)	各クラブ6回	2カ月前の同日 から7日前まで

### 2. 使用できる施設

① たけまるホール	② コミュニティセンター（セイセイビル内）
③ 北コミュニティセンターISTA はばたき	④ 南コミュニティセンターせせらぎ
⑤ 図書会館	⑥ 芸術会館美楽来

### 3. 使用の申込方法

(1) 申込希望者が窓口又は電話で希望する部屋と時間の空き状況を確認



(2) 施設に使用を希望する部屋と時間の空きがあることを確認したら、使用申請はせず、直ちに寿大学事務局に連絡し、使用を希望する①施設・部屋、②日時、③使用目的を伝える。



(3) 寿大学事務局から使用を希望する施設に確認し、事務局から使用申請書を提出。施設が使用できない場合を除き、そのまま使用可

### 4. 使用に関する注意事項（使用回数、使用時間、使用目的など）

- ・各施設の1使用区分を1回分の使用とする。  
ただし、たけまるホール大ホール、コミュニティセンター文化ホール、せせらぎホール、はばたきホール、図書会館市民ホールの全体使用のうち、正午から午後5時までの使用（1使用区分）は、2回分の使用とする。
- ・体調維持や日常生活への影響を考慮し、使用は午後5時までとする。
- ・各クラブで使用する場合、使用目的はクラブ内の打合せとし、クラブ学習の自主学習は無料使用の対象外（有料の一般使用扱い）とする。

## 生駒市いこま寿大学学則

### (設置)

第1条 変遷のはげしい現代社会において、高齢者として時代の流れに対応できる生き方(自立や社会参加)を求めるとともに、自立的かつ意欲的な生涯学習を通じて得られた学習成果を豊かなまちづくりに活かし、社会貢献できる人づくりを目的として大学を設置する。

### (名称)

第2条 大学の名称は「生駒市いこま寿大学」(以下単に「大学」という。)とする。

### (趣旨)

第3条 本学則は、大学の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (課程)

第4条 大学には次の3課程を置くものとする。

- (1) 一般教養課程
- (2) 趣味充実課程(以下「クラブ学習」という。)
- (3) 実務講習課程

2 前項の各課程における学習内容等は、別途定める。

### (学部)

第5条 大学には第1学部と第2学部を置く。

- 2 1・2年生を第1学部、3・4年生を第2学部とする。
- 3 クラブ学習は、一部のクラブを除き、学部単位で学習する。

### (特別学習会)

第6条 大学は、必要があると認めるときは、第4条第1項に定める課程外の学習会等(以下「特別学習会」という。)を実施することができる。

2 大学は、特別学習会を実施するとき、学生に随時通知するものとする。

### (修業年限)

第7条 大学の修業年限は、4年又は2年とする。ただし、第9条第2項に基づき再入学をした者の修業年限は2年間とする。

2 前項の修業年限には、第20条に基づく休学期間は含まないものとする。

### (学年)

第8条 大学の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年は、学年の期間を全て休学した者を除き、次の学年に進級するものとする。

### (入学資格)

第9条 大学に入学することができる者は、次の者とする。

- (1) 入学時(4月1日現在)の年齢が満62歳以上であること。
- (2) 生駒市内在住であること。
- (3) 健康で学習意欲が旺盛であること。

2 過去に大学を卒業又は退学した者で、前項第2号及び第3号に該当し再入学を希望する者は、1回に限り大学への再入学ができるものとする。

### (受講料)

第10条 受講料は、年額6,000円とする。

(受講料の納入)

第11条 学生は、毎年4月1日(ただし、新1年生は入学した日)から同月30日までの間に当該年度の受講料を納入しなければならない。

2 年度途中の復学者は、復学時に当該年度分の年額の受講料を納入しなければならない。

(受講料の免除及び返金)

第12条 受講料の免除及び返金は次のとおりとする。

(1) 年度当初からの休学者の受講料は免除とする。

(2) 年度途中の休学者への受講料の返金を行わない。

(3) 年度途中の退学者への受講料の返金を行わない。

(4) 一度納入された受講料は一切返金しない。ただし、学長が正当な理由があると認めるときは、次号の届け出があった日の属する年度分に限り、受講料を返金できるものとする。

(5) 学生は、前号ただし書の規定により受講料の返金を求めるときは、返金についての正当な理由を記して書面で大学に届け出なければならない。

(6) 学生は、第4号ただし書の規定により受講料を返金された場合において、利息等の請求は一切できないものとする。

(募集)

第13条 新入生募集は、生駒市広報紙及び生駒市ホームページ等への掲載並びに生涯学習施設における募集案内の配架により行う。

(組織)

第14条 大学には、学長、講師、事務局長及び事務局職員を置く。

(学長)

第15条 学長は、生駒市教育委員会教育長がその任に当たる。

(講師)

第16条 講師は、学習主題に即して随時学長が委嘱する。

2 講師の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠講師の任期は、前任者の残任期間とする。

4 講師は、原則として委嘱日現在において満70歳以下の者とする。ただし、後任講師の不在等により学習の継続が困難であるなど、学長が必要と認めた場合はその限りではない。

(事務局長)

第17条 事務局長は、高齢者教育を所管する課の課長をもって充てる。

(事務局職員)

第18条 事務局職員は、高齢者教育を担当する職員をもって充てる。

(卒業)

第19条 修業年限を満了した者は、大学の課程を修了したものとし、卒業証書を交付する。

(休学)

第20条 大学は、学生から申し出があった場合は2年間を限度として休学を認める。  
2 大学は、特別な事情があると認められる場合は、前項に定める休学期間の延長を認める。

(退学)

第21条 大学は、次に掲げるときは学生を退学させることができる。

(1) 学生からの申し出があったとき

(2) 受講料を納入しないとき

(クラブ長等)

第22条 各クラブに、学年毎にクラブ長及び副クラブ長(以下「クラブ長等」という。)を置く。

2 クラブ長等の職務は別途定める。

3 クラブ長等の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

4 学生は、毎年2月末までに翌年度のクラブ長等を各1名選出し、事務局に届け出なければならない。ただし、新1学年はクラブ学習説明会後速やかに当該年度のクラブ長等の選出を行い大学事務局に届け出るものとする。

5 休学又は退学時の事由によりクラブ長等が欠けた場合は、速やかに新たに補充のクラブ長等を選出し大学事務局に届け出るものとする。

(学生委員会)

第23条 大学に学生委員会を置く。

2 学生委員会は、学生委員で構成する。

3 学生委員は、前条第1項に定めるクラブ長及び別途選出された役員がその役を担う。

4 学生委員の任期は前条第3項に定めるクラブ長等の任期に準ずるものとする。ただし、役員任期は翌年度の第1回学生委員会会議の日までとする。

5 学生委員会に関し、必要な事項は別途定める。

(意見交換)

第24条 大学と学生委員会役員は、第4条に規定する各課程を実施するにあたり、必要に応じて意見交換を行う。

(委任)

第25条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

## 附則

(施行期日)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(生駒市いこま寿大学学則の廃止)

2 生駒市いこま寿大学学則(昭和58年1月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この学則の施行の際現に廃止前の生駒市いこま寿大学学則の規定による学生、組織及び学生委員会は、それぞれ、この学則の規定による学生、組織及び学生委員会とみなす。

4 平成18年4月1日一部改正

- 5 平成20年4月1日一部改正
- 6 平成23年4月1日一部改正
- 7 平成24年4月1日一部改正
- 8 改正後の生駒市いこま寿大学学則第20条第1項の規定は、平成24年4月1日以後の入学生について適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 9 平成25年4月1日一部改正
- 10 改正後の生駒市いこま寿大学学則第11条の規定は、平成25年4月1日以後の入学生について適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 11 平成26年4月1日一部改正
- 12 改正後の生駒市いこま寿大学学則第11条の規定は、平成26年4月1日以後の入学生について適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 13 平成28年1月1日一部改正
- 14 平成29年1月1日一部改正
- 15 改正後の生駒市いこま寿大学学則第21条第2項の規定は、平成28年度に限り、平成27年度末において休学期間が2年となる者についても遡及して適用する。
- 16 平成31年4月1日一部改正
- 17 令和2年4月1日一部改正
- 18 改正後の生駒市いこま寿大学学則第11条及び第20条の規定は、令和2年4月1日以後の入学生について適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 19 令和2年9月1日一部改正
- 20 令和5年3月31日一部改正
- 21 改正後の生駒市いこま寿大学学則第7条及び第19条の規定は、令和5年4月1日以後の入学生について適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 22 令和8年4月1日一部改正

## いこま寿大学学生委員会会則

- 1 本会則は、いこま寿大学学生委員会(以下、「委員会という」)について、必要な事項を定める。
- 2 委員会は、学年ごとに選出された各クラブ長及び立候補により選出された役員をもって構成する。
- 3 委員会は、学生相互の親睦を図るとともに、学生の意見・要望を取りまとめ、大学と連絡、協議し、運営に協力する。
- 4 委員会には、次の役員を置くことができる。
  - ・委員長 1名 委員会の代表であり、委員会の議長を務める。
  - ・副委員長 1名 委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行する。
  - ・書記 1名 委員会の審議内容を記録する。
- 5 役員は原則として立候補又は推薦によって選出する。
- 6 役員の任期は、選出の日から翌年度第1回目の委員会の会議の日までとする。
- 7 前任委員長は、次年度1年間学生委員会顧問として委員会を支援する。
- 8 委員会の会議は年5回程度開催し、第3項に記載のとおり連絡、協議を行う。招集は大学が行う。なお、特に必要があるときは、臨時会を開催することができる。
- 9 クラブ長が出席できない場合は、副クラブ長が代理で出席する。
- 10 委員会の議事進行等は、委員長、副委員長が行う。
- 11 クラブ長が委員長又は副委員長に選出されたクラブは、新たなクラブ長を選出することができる。
- 12 委員会の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立とし、出席者の過半数の賛成をもって可決する。なお、委員長及び副委員長は議決に加わらない。ただし、賛否同数の場合は委員長の決するところによる。

## 附則

## (施行期日)

- この会則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 一部改正 昭和56年4月1日
  - 一部改正 昭和57年4月1日
  - 一部改正 平成6年4月1日
  - 一部改正 平成22年4月1日
  - 一部改正 平成23年4月1日
  - 一部改正 平成24年4月1日
  - 一部改正 平成25年4月1日
  - 一部改正 平成27年4月1日
  - 一部改正 平成28年1月1日
  - 一部改正 令和6年4月1日
  - 一部改正 令和7年4月1日
  - 一部改正 令和8年4月1日

## 6. 警報等発令時の対応に関する注意事項

## 【クラブ学習・一般教養学習会・実務講習等、寿大学の学習活動全般】

- ・当日の午前7時の時点で生駒市又は学習で訪問する市町村に大雨や暴風等の「警報」発表や「避難指示」が発令されている場合は、終日休講とします。(個別に連絡はしません。)
- ・午前7時以降で活動開始前や移動中・活動中に発令された場合も、ただちに活動を中止し、安全を確認のうえ帰宅してください。
- ・「警報」、「避難指示」などの情報については、テレビやラジオの放送、気象庁のホームページ、生駒市ホームページ防災情報などで各自確認してください。
- ・「警報」の発表等がなくても、「台風」や「線状降水帯」の接近等による荒天が予想される場合で、学習の実施に支障があると事務局が判断した場合は中止とし、前日又は当日学習開始までに事務局からクラブ長に連絡しますので、クラブ長は速やかにクラブ員に伝達をお願いします。

## 【ハイキングクラブの場合】

- ・学習活動全般に関する注意事項のほか、事務局が同行するクラブ学習が中止となった場合は、クラブ長からの連絡がつかない場合も考えられるため、事務局は集合場所に待機します。
- ・事務局が同行するクラブ学習が中止となった場合、新たに日程を組むことはできませんが、5回目以降のクラブ学習に振り替えて実施していただくことは可能です。(事務局は引率しませんが、行程表や資料を活用していただいて構いません。)

## 7. クラブ内でのグループ LINE での連絡について

- ・近年、寿大学のクラブ内でも、連絡時に LINE を利用するケースが増えています。
- ・LINE は e-メール以上に連絡が容易にできる半面、短時間に応答がないと不信感が生じたり、個人的な書き込みがグループ全員に伝わり不快感を与え、行き違いや誤解を生むなどのトラブルが生じています。
- ・クラブ内の LINE グループでのやりとりは、クラブ学習等に関する連絡や情報(事実)交換の範囲までとし、私的な意見交換や議論は極力控えるなど、トラブルのない気持ちよいクラブ学習に努めてください。